# 連帯保証人代行サービス仕様書

## １．業務の目的

本仕様書は、磐田市立総合病院（以下「当院」という。）において、患者の入院時又は外来診療時に連帯保証人の代行を行い、これに基づく未収金発生時の保証をする（以下「代行サービス」という。）ことにより、患者サービスの向上、未収金の発生抑制及び短縮、並びに未収金回収業務の効率化を図ることを目的とする。

## ２．契約期間

令和９年１月１日から令和９年３月 31 日まで

## ３．実施場所

静岡県磐田市大久保５１２－３　磐田市立総合病院

## ４．保証概要

契約期間内に当院へ受診する患者のうち、入院申込書又は外来における保証の告知文書において本仕様書に基づき当院がサービスを依頼する事業者（以下「事業者」という。）を連帯保証人とする保証委託契約に申し込む意思表示をした者（以下「契約患者」という。）については、事業者は契約患者と連帯して、当該契約患者が当院に支払うべき医療費の支払いを保証するものとする。なお、特別な事情により入院申込書その他当院が定める書類を徴することが困難な患者については、当院と事業者が協議の上、契約患者に準じて取り扱うことができるものとする。

契約患者が医療費を別に定める期間内に支払わなかった場合、事業者は当院からの請求に基づき、「５．保証範囲」に定める範囲で、当該未払い医療費を代位弁済するものとする。

## ５．保証範囲

(1) 保証対象者　　契約患者（過去の未収等を理由に対象外とすることは不可）

(2) 保証期間　　1入院（入院日から退院日まで。ただし、契約期間内の入院に限る。）及び1外来診療

(3) 保証限度額　　1請求当たり 1,000,000 円以上

※1名当たりの1入院及び1外来診療を「1請求」とする。
月跨ぎの入院の場合は、1か月ごとに「1請求」とする。

(4) 保証内訳　　① 入院及び外来における診療費
・公的医療保険対象者 診療費の自己負担分
・公的医療保険対象外 診療費の全額
② 入院及び外来費用実費負担分（差額ベッド代、食事代、おむつ代等）

(5) 保証料　　当院負担

(6) 年間代位弁済限度額 別紙で示す年間未収見込額に 1.2 を乗じた額以上
2年目以降は、前年と同様の方法にて算出のうえ契約時に決定した額

6．保証料の算定

(1) 契約期間中の保証料の額は、別紙で示す当院における令和7年1月から令和7年12月まで（外来は令和7年4月から令和7年12月までを年換算）の未収金額に基づき、当院が算出する年間未収見込額を契約月数に換算した額に保証料率を乗じた額とし、2年目以降は、前年までの代位弁済実績に応じて双方協議のうえ決定した額とする。

(2) 保証料算定に用いる未収金の定義は、事業者の算定基準によるものとする。
また、代位弁済請求の基準は、8．（2）に定めるところによる。

7．保証料の支払い

事業者は6．で定める保証料を契約月数で分割し、契約開始日の属する月の翌月以降、毎月末日までに保証料の支払い請求書を提出するものとする。
なお、保証料について、契約患者に一切の負担を求めないこと。

８．代位弁済請求

(1) 当院が事業者に代位弁済請求を行う際、必要書類を事業者に提出するものとする。

(2) 代位弁済請求日は、原則として、当院が契約患者に請求書を発行した日、退院又は受診日のいずれかの日の属する月の末日を基準日とし、基準日から 3 か月を超えた日とするが、その日を経過した場合の請求も可能とすること。

(3) 代位弁済請求権は、契約期間終了後、6 か月間保証すること。

(4) 事業者は、当院から代位弁済請求を受けた場合は、速やかに支払うこと。

９．患者への配慮等

(1) 事業者は、当院の代理人として良識のある行動と善良なる態度で対応するものとし、契約患者及び利害関係人等に必要な配慮をすること。

(2) 事業者は、代位弁済金に係る契約患者への返済請求に関し、契約患者から担保・抵当等の提供を求めないこと。

(3) 契約患者が分割返済を求めた場合は、返済資力に応じて分割返済を認めること。

(4) 返済に係る手数料・遅延損害金を別途請求する場合、その額は患者にとって過度の負担にならない額とすること。

(5) 契約患者が不利益にならないよう十分に配慮するとともに、過度な督促行為は行わないこと。

(6) 契約患者及び関係する第三者からの苦情や問い合わせ等については、事業者において対応すること。また、その内容及び対応については、記録を保存するとともに、当院に速やかに報告すること。

(7) 事業者の故意又は過失により当院、契約患者又は第三者に損害を与えた場合には、直ちに当院に報告すること。

10. 督促体制

(1) 医療未収金回収専門の部署を設置すること。

(2) 契約患者に対する返済請求等は、事業者のみが実施すること。

11. 債権保全

本サービスの安全・安定な運用のため、事業者は損害保険会社との間で必要な保険契約を締結すること。

12. 完了報告

保証債務の履行が完了した時は、代位弁済した旨を速やかに文書で通知すること。

13. 制度導入に係る説明

事業者は、依頼者と協議の上、当院の職員及び関係する委託業者に対しその運用方法等について説明会を実施すること。

14. その他の留意事項

(1) 法令の遵守

代行サービスの実施に当たっては、この仕様書に定めるほか、諸法令を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法を遵守し、厳密かつ適正に行うこと。

(3) 守秘義務

事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約解除及び契約期間満了後も同様とする。

入院

発生

| | 件数 | 金額 |
|---|---|---|
| R7.1 | 59 | 5,244,322 |
| R7.2 | 39 | 2,262,094 |
| R7.3 | 45 | 3,020,018 |
| R7.4 | 41 | 2,832,016 |
| R7.5 | 44 | 2,500,735 |
| R7.6 | 31 | 3,419,391 |
| R7.7 | 35 | 2,267,002 |
| R7.8 | 66 | 5,169,021 |
| R7.9 | 47 | 3,523,867 |
| R7.10 | 53 | 3,841,320 |
| R7.11 | 51 | 3,570,206 |
| R7.12 | 56 | 3,964,858 |
| 計 | | 41,614,850 |

4ヶ月後

| | 件数 | 金額 |
|---|---|---|
| R7.5 | 26 | 2,975,388 |
| R7.6 | 16 | 861,177 |
| R7.7 | 18 | 1,560,973 |
| R7.8 | 21 | 1,290,673 |
| R7.9 | 10 | 528,270 |
| R7.10 | 13 | 2,420,071 |
| R7.11 | 9 | 611,950 |
| R7.12 | 24 | 1,896,394 |
| R8.1 | 20 | 1,838,701 |
| R8.2 | 18 | 1,534,981 |
| R8.3 | 17 | 1,183,301 |
| R8.4 | 17 | 1,509,899 |
| 計 | | 18,211,778 |

※翌月末未収

例）R6.10はR6.10診療、R6.11未未収

外来

発生

| | 件数 | 金額 |
|---|---|---|
| R7.4 | 30 | 849,726 |
| R7.5 | 36 | 419,570 |
| R7.6 | 34 | 268,750 |
| R7.7 | 27 | 450,440 |
| R7.8 | 25 | 504,120 |
| R7.9 | 31 | 264,660 |
| R7.10 | 33 | 249,610 |
| R7.11 | 27 | 288,586 |
| R7.12 | 27 | 293,900 |
| 計 | | 3,589,362 |
| | ÷9×12 | 4,785,816 |

4ヶ月後

| | 件数 | 金額 |
|---|---|---|
| R7.8 | 16 | 457,516 |
| R7.9 | 13 | 185,580 |
| R7.10 | 12 | 104,240 |
| R7.11 | 16 | 314,350 |
| R7.12 | 14 | 308,902 |
| R8.1 | 11 | 172,700 |
| R8.2 | 14 | 165,750 |
| R8.3 | 12 | 109,320 |
| R8.4 | 13 | 253,730 |
| 計 | | 2,072,088 |
| | ÷9×12 | 2,762,784 |

| 入院+外来 | 20,974,562 |
|---|---|

【参考】

外来のうち救急

発生

| | 件数 | 金額 |
|---|---|---|
| R7.4 | 2 | 38,020 |
| R7.5 | 5 | 118,350 |
| R7.6 | 8 | 140,250 |
| R7.7 | 6 | 272,110 |
| R7.8 | 7 | 381,490 |
| R7.9 | 4 | 128,030 |
| R7.10 | 8 | 116,170 |
| R7.11 | 1 | 16,230 |
| R7.12 | 5 | 117,290 |
| 計 | | 1,327,940 |
| | ÷9×12 | 1,770,587 |

4ヶ月後

| | 件数 | 金額 |
|---|---|---|
| R7.8 | 2 | 38,020 |
| R7.9 | 1 | 24,090 |
| R7.10 | 2 | 31,080 |
| R7.11 | 5 | 67,750 |
| R7.12 | 6 | 230,602 |
| R8.1 | 3 | 117,530 |
| R8.2 | 3 | 16,330 |
| R8.3 | 1 | 16,230 |
| R8.4 | 3 | 114,360 |
| 計 | | 655,992 |
| | ÷9×12 | 874,656 |